

第9回「駐禁除外ステッカー」②

駐禁除外ステッカー 初めての罰則規定！

ひき続き、駐禁除外ステッカー（駐車禁止除外指定車標章）について取り上げます。

この度の標章制度見直しで、警察庁は標章の不正使用への厳正な対処を全国都道府県警察へ指示しました。このことにより各都道府県警察は、特に悪質な不正使用が認められた場合、その標章の持ち主に返納をもとめる旨を新たに規定することになりました。

実は、標章制度それ自体への罰則導入はこれが初めてのことです。警察では、不正使用に対し、より一層厳しい態度で臨む考えです。

ご存知ですか？ステッカー使えない場所

さて、駐禁除外ステッカーには、以前より全国一般的に使用が禁じられている場所・駐車方法があります。

以下の場所・駐車方法においては、標章は駐禁除外の効力を持たず、掲示車両も一般車両と同様に取り締りの対象になります。

①駐停車禁止場所

- ・道路標識等による駐停車禁止の場所
- ・横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネル
- ・バス停付近(半径 10 m以内)
- ・道路曲がり角付近 (前後 5 m以内)
- ・安全地帯の左側とその前後 10 m
- ・横断歩道、自転車横断帯の前後 5 m
- ・踏切の前後 10 m

②法定駐車禁止場所

- ・自動車用出入口より 3 m以内
- ・道路工事区域の側端より 5 m以内

- ・消防用機器や器具の置き場、防火水槽の側端より 5 m以内
- ・消火栓より 5 m以内
- ・火災報知機より 1 m以内

③法が禁じる駐車方法

歩道上の駐車、右側駐車、二重駐車、斜め駐車、直角駐車など、道路交通法で禁じられた駐車方法

④車庫代わりの駐車・長時間駐車

※上記以外に、さらに独自の禁止場所等を設定している都道府県もあります。くわしくは都道府県警察等にお問い合わせ下さい。

ステッカー制度 なぜ地域ごとに違う？

ここまででは駐禁除外ステッカーについて、全国的に共通する事柄を中心に取り上げてきました。ステッカーに関連する規定はこの他にも様々ありますが、それらは都道府県ごとに異なっているため、あえてここでは取り上げていません。ところで、なぜステッカー制度はこうも都道府県ごとに異なるのでしょうか。

それは、そもそもステッカー制度が「地域の制度」だからです。ステッカーは都道府県公安委員会が独自に定める委員会規則を根拠法としており、この点は今回の全国的な制度見直しを経た今も変りません。

確かに、一面では不都合もありますが、地域ごとの要請活動の効果が期待できるという利点が「地域の制度」にはあります。今後、この利点がより活きることが望まれます。

次回は…

通院等乗降介助 ①